

第4回 甲賀市男女共同参画審議会 会議録（概要）

【日時】平成29年8月21日（月）15:00～16:50

【場所】会議室402

◎出席委員

名簿：別紙のとおり

◎次第

1. 開会
2. 条例協議
3. 策定スケジュールの変更について
4. その他
5. 閉会

開会：委員長挨拶

次第2：条例協議

事務局：会議資料についての説明

- ・第3回会議における意見のとりまとめについて
- ・前文の内容について
- ・第4回会議に提出した（仮称）甲賀市男女共同参画を推進する条例（案）の各項目について説明

委員：協議内容が多いことから、全体を考えず、まず「前文」「第1章」「第2章」「第3章」と分けて考えてはどうか

前文（答申文概要）について検討

委員：答申文概要は当初「前文」として事務局と会長の中で案を作った。しかし他の市町は前文が無いところもあるので、前文を無しにして、この概要を答申時に市長へ読み上げて、答申書を手渡そうかと思った。

委員：個人の意見としては、前文があった方が良いと思う。

理由としては、審議会の中で、「分かり易い条例としたい」という意見があったので、前文で審議会に意思というものをはっきりと示せばよいと思う。

- 委員：確認ですが、この概要は前文とはしないということか。
- そうすると、条例の項目に「前文」とあるが、この取り扱いはどうなるのか。
- 事務局：現段階では、前文がなくなるということで、削除となるが、審議会の中で、前文が必要という意見で纏まるのであれば、再度市の方で検討する。
- 委員：現段階では、答申文概要と言うことで市長に進言するという事となると、この内容は市民へは伝わらないこととなる。そうなると、やはり前文としてあった方が良くと思う。
- 委員：若い方や、忙しい方になると条文を読むということもあまりないと思う。せめて前文があって、内容が少しでも理解いただけたら、条例を読もうと思われる方も出てくると思う。いきなり条文があっても、なかなか読もうと思わないので、前文はあったほうが良く思う。
- 委員：前回までの協議の中で、審議会で協議した内容などが書き込まれている内容であることから、前文があった方が良く思う。
- 委員：前回の時に「みんなに届くもの・周知させるもの」と審議会で話し合った。理解をする時に一番早いものは「要約したもの」である。どこかには記載されると思うが、前文で甲賀市が何を考えているのかという思いが伝わるのではないかと思う。そうすると前回の協議内容が良く理解いただけると思うので、折角作成した文書を口頭で終わらせるのは、もったいないと思う。
- 委員：男女共同参画という内容自体が、分かっておられない方が多いと思う。まずそれを身近に感じていただくために、前文があった方がよいと思う。
- 委員：「甲賀市は」から始まって、「人と人との結びつき」や「個人として」とか「自分らしく」という文言は大変重要であると思う。この前文があると、次も読んでみたいという思いになると思う。
- 委員：第1回目の資料によると、東近江市だけが前文が無い。
- 委員：野洲市が、「男女共同参画社会の早期実現のためにこの条例を制定する」と記載したように、強い思いを前文に記載したほうがよいのではないか。
- 事務局：甲賀市には「まちづくり基本条例」という条例がある。上位条例と並列的な取り扱いをする条例となるのか、また前文を付けないと内容が理解されないのかなど、庁内協議をした。
- 協議の結果、甲賀市の条例の中で、前文がある条例が少ないことまた、前文がある条例については整理をしていく方向であることなどから、前文の必要性は理解するが、答申の中にも含めることで整理することで協議が纏まった。このことから、急遽、答申文概要ということに変更させていただいた。
- しかしながら、審議会が前文を必要と考えておられることから、もう一度庁内協議をする。
- 内容はこれで良いか

委員：最終段落であるが、道徳的な内容である。条例に道徳的な文言を入れることに疑問を感じる。内容は理解するが、道徳的精神を入れることに躊躇する。約20年前、男女共同参画が言われ始めたころ、反対派が「そんなことは支えあいや思いやりを持てば、解決できること」と言われたので、議論した経過がある。しかし、男女共同参画は、「支えあいや思いやり」では解決できなかった。人権問題であるということを理解しているので、この最終段落を書き込むと20年前に戻ってしまう気がするから、悲しい気になる。

委員：重要であるが、角度を変えれば、そうとも理解できる。

委員：計画の基本理念にあわせてはどうか。まちづくり環境であろうが労働環境であろうが、すべてがこことリンクすることであるという事を記述してはどうか。そうすると答申する時も伝わり易くなるのではないか。良いポリシーをもっているのです、いろんなところで共有することは良いと思う。

委員：事務局：前文文言修正。全員承諾

第1章について

委員：第2条に用語の定義がある。「定義」なのか「意義」なのか。

事務局：定義である。

委員：第6条に出てくる、ワーク・ライフ・バランスやソーシャルネットワーキングサービスも定義に入れてはどうか。

委員：ソーシャルネットワーキングサービスは用語説明で、定義に入れるものではないと思う。ワーク・ライフ・バランスは定義に必要と思う。

委員：セクシャルハラスメント、ドメスティックバイオレンスも定義に入れるべきではないか

委員：マタハラはどうか

委員：考えると全てに関連してくる。マタハラはセクシャルハラスメントに含まれると思うので、大きいくりの中で、考えると、定義づけは「セクシャルハラスメント、ドメスティックバイオレンス」が良いと思う。

委員：セクシュアルハラスメントは男性から女性に対するものだけでなく、その逆や同性間でも発生するものなので、男女共同参画の観点から男性への配慮も必要ではないか。

委員：DVも同様。

委員：条文の順序としては先にワーク・ライフ・バランスが出てくるので、ワーク・ライフ・バランスの定義を先にもってきたほうがよいのではないか。

委員：追加を求めるものではないが、「市民」「事業者」「各種団体」について甲賀

市はどのように定義しているか。

委員：多様な性を認識した上での男女共同参画であることをどこかに記載することはできないか。今後、大学を含めていろいろな場面で議論になることは間違いないと思われる。

委員：ダイバーシティも定義したほうがよい。LGBTなど個々の多様性を記述すると収集がつかなくなるし、どこまで記述するのかのラインも、あいまいなので、ダイバーシティで包括してしまう方がよいと思う。

委員：第5条について、地域とのつながりを強調してはどうか

委員：第6条は、時短・育休・介護休暇等休暇制度について、市全体で取り組んでいくことを書いてはどうか。ワーク・ライフ・バランスも書いてはどうか。

委員：「生涯を通じた男女の健康支援」が甲賀市の（案）にはない。この条項は、女性の体だけではなく、男性の健康についての配慮も書いてある。男女の健康管理の事が書いてあるので、追加で条項を設けてほしいがどうか。

委員：健康管理が男女共同参画に関わることであるという事を表す意味においても書くべきである。

委員：女性の部分と男性の部分に分けておいた方がよいのではないか。

委員：健康の事を謳うのはとても良いことと思う。ただ、条項として設けなくても良いと思う。19条の「家庭生活および職業生活などの両立支援」の中での「家庭生活」の中に「健康」を盛り込んでもよいと思う。それと世の中の「ダイバーシティ」に対して個々に女性の妊娠・出産だけを特化して書くのであれば、意味が反してしまうので、「みんなの健康支援」というのであれば、入れた方がよいと思う。一昔前は、必ずこれを謳わなければならなかったと思う。しかし、今、これを特化してしまうと、妊娠・出産は女性に関わることと感じられてしまい、子育ては女性の役割と、前に戻ってしまうので、文面を変えた中で、盛り込む方がよいと思う。他に無いところが特徴的である。甲賀市らしさを消さないでほしい。なので、20条で特化するよりは、19条で他とまとめた方がみやすいと思う。第19条2項となる。

事務局：表現ですが資料は「です・ます」調ですが、条文化する際は「である」調になると思う。理由としては、他の条例との整合性のためである。男女共同参画は100%ソフト事業であるため、表現も親しみ易いものになりたいと庁内協議をしたが、どうなるかは確定していない。

委員：「です・ます」調が良い。「です・ます」調を使用している市も多い。

4. 策定スケジュールの変更について

事務局：当初のスケジュールであれば、今日が最終の審議会となるところであるが、協議が深まったことから、条例案がまとまっていない状況である。ついては第5回会議を追加させていただきたい。第5回会議は、今日指摘いただいたことや意見書の内容も踏まえて修正をするので、9月の後半としたい。

4. その他

事務局：その他について説明

- ・第5回の審議会の開催日。9月26日（火）午後7時30分から決定

以上：16時50分終了